

2025年4月23日

Jトラストグローバル証券株式会社

関係者各位

欧州大手保険会社発行のユーロ建て RT1 債（既発/永久劣後社債）を 外国債券の J T G証券が取扱い開始！（4/22～）

JTG証券（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長：矢田耕一）は、2025年4月22日より、銀行と保険会社を組み合わせた統合バンクシユアランスモデルという独自の特徴を持つフランスの大規模金融機関グループである、クレディ・アグリコル・アシュアランス社（以下、CAAという。）が2025年3月18日に発行したユーロ建て RT1 債（元本強制削減条項付）の取扱いを開始いたしました。

本債券は、2016年1月に欧州連合（EU）で施行された「ソルベンシー2 規制（欧州内の保険会社に適用される健全性規制）」の当初10年間の移行猶予期間の終了に対応して発行される、CAAにとって初の RT1 適格債です。欧州保険会社の RT1 債は、類似の Tier1 債である欧州銀行の AT1 債と比較しても、保険商品は銀行預金に比べ短期的な資金の流出が生じにくいことなどから、格付会社から安全性が相対的に高いと評価されております。規制対応の最終化に向けて当面 RT1 債の発行が増加することが想定されますが、起債されて間もないタイミングでの本債券の取扱いは、お客さまにプレミアム享受の機会と、富裕層に好まれる高金利の先進国債券への投資機会を提供できるものと当社は考えております。

個人向け債券ビジネスのトップハウスを目指す JTG証券は、引き続き、債券ラインナップの拡充を通じてお客さまに多様な投資先と運用機会を提供して参ります。

■新規取扱い銘柄（RT1債）

商品	クレディ・アグリコル・アシュアランス ユーロ建て Restricted Tier1 永久劣後社債 6.250%（元本強制削減条項付）
発行体	クレディ・アグリコル・アシュアランス
格付	【証券格付】 (S&P) BBB+ 【発行体格付】 (S&P) A ※2025年4月18日現在
払込期日	2025年3月18日
発行額	7,500億ユーロ（2025年4月18日現在）
利率	年率：6.25%（税引前）
利払日	年2回（6月17日、12月17日） ※休業日に当たる場合は翌営業日
初回コール日	2035年6月17日

外国証券情報リンクページ：https://bb.jtg-sec.co.jp/confirm2/pdf/ca_6250.pdf

JTG 証券 債券ウェブサイト：<https://www.jtg-sec.co.jp/bond/index.htm>

■お取引にあたってのご留意事項

- 外国債券を募集・売出などにより、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみお支払いいただきます。
- 既発債のうち、利付債のお取引にあたっては、経過利息の受け払いが発生する場合があります。
- 本 RT1 債のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の適用はありません。従ってクーリング・オフの対象になりません。
- お取引される有価証券が外国企業の発行する有価証券の場合、有価証券に係る外国会社届出書等が英語により記載される銘柄（英文開示銘柄）に該当する可能性があります。
- 英文開示銘柄の一覧は、以下の日本証券業協会のウェブサイトにてご確認ください。
<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>

■外貨建て Restricted Tier1 永久劣後社債（元本強制削減条項付）の投資に関するリスクについて

【価格変動リスク】

本 RT1 債の価格は、取引市場における需給関係、発行者の財務・経営・信用状況の変化、金融市場（金利およびクレジット市場等）の動向、その他の要因等により変動することから、投資元本を割り込む可能性があります。

【為替変動リスク】

本 RT1 債は、外国為替相場の変動により、円に換算した利金の受取金額は変動します。また、売却時あるいは繰上償還時の円に換算した受取金額が、外国為替相場の変動の影響を受けることにより変動し、投資元本を割り込む可能性があります。

【信用リスク・資本再構築発生リスク（元本強制削減条項に係るリスク）】

本 RT1 債は発行者の経営・財務・信用状況の変化、あるいはこれらに対する外部評価の変化等によって価格が変動することにより、投資元本を割り込む可能性があります。また、本 RT1 債は発行者の経営・財務・信用状況が極端に悪化した場合等、本 RT1 債の発行者が破綻していなくても、規制当局により求められるソルベンシー資本比率等を満たせなくなった場合（同比率が 75%以下となった場合、または 75%超であっても 100%未満となって 3 か月以内に 100%以上に戻らなかった場合等）、本 RT1 債の発行者が破綻していなくても、発行者あるいは保証者が存続不可能（実質破綻）にあるとの規制当局の判断により元本の償却を命じられた場合や政府が特別な支援を実施した場合、または発行者に破産手続開始、会社更生もしくは民事再生手続開始が決定された場合は、投資元本の全部または一部が資本に組み入れられ損失吸収等（※）に充てられることになるため、元本の全部または一部が毀損するまたは普通株式に転換されるリスクがあります。

（※）本 RT1 債が偶発転換社債型（CoCo 債：Contingent Convertible Bond）である場合には、投資元本の全部または一部が株式に転換されて資本に組み入れられることで損失の吸収に充てられ、元本削減型である場合には、直接損失の吸収に充てられる。

【投資格付に関するリスク】

本 RT1 債は、その商品性から、同じ発行者で発行体格付は同じであっても、証券格付は普通社債をはじめとしたその他の債券と比較して、数段階低い格付となります。したがって、発行体格付は投資適格格付であっても、証券格付は投

資不適格格付となっているケースが多々あります。証券格付が投資不適格格付の場合、投資適格格付の債券と比較して、信用リスクおよびそれに関連するリスクがより高いといえます。

【低い弁済順位に関するリスク】

本 RT1 債は、発行体である金融機関および RT1 債に適用される各種法令諸規則並びに監督規制が定める下位劣後債務として発行されており、発行体に、破産または清算または更生・再生等の法的手続きが開始された場合、RT1 債保有者は、他の上位債務の弁済が完了するまで弁済を受けられません。また、優先順位の高い債務の弁済が不完全な場合、発行体における RT1 債に基づく義務は終了し、RT1 債保有者はすべての請求権を喪失することを理解しています。また、債券の中では最も優先的に投資元本の一部または全部が棄損されることに留意が必要です。

【利率変動リスク】

本 RT1 債の利率は、当初の一定期間については固定利率となっていますが、それ以降は変動利率の適用期間となり、利率が市場金利の水準に連動して変動します。

【利払い取り消しに関するリスク】

本 RT1 債は、あらかじめ固定利率および変動利率が示されていますが、それら利率の通りに支払われることが保証されているものではなく、発行者の業績をはじめとした財務・経営・信用状況等の変化等によっては、発行者の任意で利金が支払われないことがあります。支払われなかった利金は、以降支払われることはありません。

【流動性リスク】

本 RT1 債は株式等と同様に満期はなく、換金をご希望の際には、原則として当社を相手方として店頭市場における相対取引でご売却いただくこととなります。売却するにあたり、市況動向や売却金額によっては売却を希望する際に必ずしも換金できないこと、また、それにより損失拡大の回避ができずに不利益を被る可能性があります。また、売却できた場合でも、売却価格によっては、投資元本を割り込む可能性があります。

【発行者による繰上償還リスク】

本 RT1 債は、発行者が、初回コール日以降のあらかじめ決められたコールの権利行使可能日においていつでも、発行者の任意で償還させる権利を有しています。また、税制が変更された場合、法制度が変更されたなどには、発行者の任意で償還させる権利を有しています。繰上償還価格は、発行価格（額面価格 100%。買付価格とは異なります。）となりますので、オーバーパーの価格で買付している場合、償還金額（外貨ベース）が投資元本（同）を割り込む可能性があります。

【カントリーリスク】

RT1 債の発行者や通貨発行国における、政治・経済・取引規制・社会情勢の変動や天変地異等により、投資元本を割り込む可能性があります。また、中途売却が制限される、あるいはできなくなる可能性があります。

【カウンターパーティーリスク】

本 RT1 債の発行者、支払代理人、預託機関、販売会社等に何らかの事由が生じることにより、利払金支払いの遅延、もしくは証券の中途売却に支障が生じる場合がございます。

■無登録格付について

本リリースで使用されている格付について、信用格付付与者である「S & P グローバル・レーティング（S & P）」は金融商品取引法第 66 条の 27 の登録を受けておりません。無登録格付に関するご留意点につきましては、無登録格付に関する説明書をご覧ください。

■JTG証券について

JTG証券は、創業から60年を超え、2022年にはJトラスト株式会社（東証スタンダード上場 証券コード：8508）グループの一員として新体制でリスタートした、歴史と革新が共存する証券会社です。

「お客さまをはじめとするすべてのステークホルダーから信頼され、金融機関として持続的に社会に貢献できる会社を目指す」という理念のもと、外部環境がどのように変化してもその変化に適切に対応し、既成概念にとらわれない質の高いサービスと革新的なアプローチを通じて、お客さまへ新しい付加価値を提供することを使命としています。

「海外投資のJTG証券」「ベンチャー企業を応援するJTG証券」「ウェルスマネジメントのJTG証券」という3つのコア領域において付加価値創造に取り組んでまいります。

以上

<この件についてのお問い合わせ>

Jトラストグローバル証券株式会社 総務部

電話番号 03-4560-0212

メールアドレス keiei_support@ma.jtg-sec.co.jp

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第35号

貸金業者登録番号 東京都知事(1)第31946号

加入協会:日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本貸金業協会会員 第006278号